

令和 7 年 1 月 15 日

燕・弥彦総合事務組合管理者
燕市長 鈴木 力

職 員 の 処 分 に つ い て

このたび当組合職員が酒気帯び運転により逮捕されたことに伴い、下記のとおり職員の処分を行いましたので、報告します。

本件につきましては、地方公務員としてあるまじき行為であり、住民の信頼を著しく損ねましたことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、住民の信頼を回復するよう職員一丸となり、綱紀粛正に努めてまいります。

記

1. 処分等の内容

(1) 被処分者

燕・弥彦総合事務組合水道局施設課 主任 小田裕之（54 歳）

(2) 処分内容

懲戒免職（令和 7 年 1 月 15 日付）

※地方公務員法等の法令又は条例、規則等違反（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号）、
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（同法第 29 条第 1 項第 3 号）

(3) 事案の概要

令和 6 年 8 月から病気休職中であった被処分者は、令和 7 年 1 月 3 日（金）に自家用車を運転して外出した際、コンビニエンスストアで缶酎ハイとウイスキーを購入して飲酒し、その後、酒気を帯びた状態で運転を続け、買い物のため食料品店の駐車場に車を停めたところで、見附警察署員による職務質問を受けました。当初は飲酒の事実を否認しましたが、呼気検査において基準値を超えるアルコールが検出されたため、午後 3 時 30 分頃、現行犯逮捕されたものです。

また、燕市の事実調査において、被処分者はこれまでも直近 2 か月位前から 5 回程度、同様の行為を行っていたことを認めました。

2. 再発防止策について

逮捕を受け、今後このようなことが発生することがないように、令和 7 年 1 月 6 日（月）に職員に対し、飲酒運転の根絶と法令遵守の徹底を図るとともに、本日改めて職員に周知徹底を図りました。

また、警察から協力を得ながら職員に対して交通安全研修を実施してまいります。